

○筑波大学における協働大学院方式に関する規則

〔平成27年3月26日〕
法人規則第26号
改正 令和 元年法人規則第29号

筑波大学における協働大学院方式に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 協働大学院方式の運営等（第6条－第8章）
- 第3章 学生の修学等（第9章）
- 第4章 経費負担等（第10条・第11条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における協働大学院方式の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において「協働大学院方式」とは、国立大学法人と国立研究開発法人、民間企業等の連携による教育研究プラットフォーム（大学院の設置形態）を創出するための大学院方式をいう。

- 2 協働大学院方式の開設・運営に当たっては、法人と国立研究開発法人、調査研究を行う中期目標管理法人、大学共同利用機関法人、民間企業（以下「研究機関等」という。）が協力して組織する協議会が母体となり、それぞれの研究機関等に所属する教員及び研究者等が協働して、法人において新たな大学院を開設・運営する。
- 3 協働大学院方式の実施に当たっては、研究機関等の研究者等を、その身分を保有させたまま、法人の大学教員（以下「協働大学院教員」という。）として採用するものとする。

（協働大学院方式の実施の基本方針）

第3条 協働大学院方式は、大学院の教育研究の一層の充実及び学生の資質の向上が図られるとともに、産官学が協働し、人材育成の場を構築することが必要な場合に、これを行うものとする。

（手続）

第4条 法人が協働大学院方式を行おうとするときは、研究機関等と協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 研究機関等の研究者等を法人の大学教員に採用する際の手続に関する事項
- (2) 協働大学院教員の身分上の取扱い及び従事する業務に関する事項

- (3) 研究指導を受ける学生（以下「学生」という。）の修学に関する事項
- (4) 経費負担に関する事項
- (5) 協定の変更の手續に関する事項
- (6) その他、法人と研究機関等が協議の上必要と認める事項

（協働大学院教員の採用）

第5条 協働大学院教員の採用は、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則（平成16年法人規則第4号）その他の法人の規則に基づき行うものとする。

2 法人は、研究機関等と協議の上、研究機関等の研究者等を法人の教授（協働大学院）又は准教授（協働大学院）に採用するものとする。

第2章 協働大学院方式の運営等

（協働大学院の運営体制）

第6条 協働大学院に、その教育・研究指導等に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、入学、教育方法、課程修了及びその他学生の修学上に必要な事項等を審議する。

3 第1項に規定する運営委員会及び前項に規定する審議事項に関し必要な事項は、別に定める。

（協働大学院教員の業務）

第7条 協働大学院教員は、教育を担当する副学長が定めるところにより、協働大学院方式に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の教育・研究指導等に関すること。
- (2) 入学者の選抜及び学位論文審査に関すること。
- (3) 学生生活支援に関すること。
- (4) その他必要と認める業務

（指導体制）

第8条 学生の教育・研究指導等は、法人の大学教員及び協働大学院教員の複数体制で行うものとする。

第3章 学生の修学等

（学生の修学等）

第9条 学生の修学方法等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）及びそれに基づく法人の規則の定めるところによる。

2 研究機関等において学生が関係する事件又は事故が発生した場合は、法人と当該研究機関等が相互に協力して、これを処理する。

3 法人及び研究機関等は、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するよう指導するものとする。

4 学生の研究成果の公表については、法人と研究機関等が協議の上決定する。

5 学生の研究により生じた発明等の知的財産の取扱いについては、法人と研究機関等が協議の

上決定する。

第4章 経費負担等

(経費負担)

第10条 法人は、研究機関等と協議の上、教育研究に直接要する経費を負担する。

2 学生が研究機関等において研究指導等を受ける場合の施設設備の使用料は、当該研究機関の負担とする。

(事務)

第11条 協働大学院方式の実施に関する事務は、当該学位プログラムに対応する事務室が行う。

附 則

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令元. 12. 26 法人規則29号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。